

ID: 191

担当部署: 上下水道課

<b>処分の概要</b>	料金等の減免		
<b>例規名 根拠条項</b>	柴田町給水条例 第31条		
<b>例規番号</b>	平成10年条例第3号		
<b>【基準】</b>			
<p>第31条及び柴田町水道料金の漏水に伴う減免等に関する規程第2条の規定による。 (料金、手数料等の軽減又は免除)</p> <p>第31条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。</p> <p>(減免等の適用範囲)</p> <p>第2条 この規程による料金の減免等は、善良な管理下におかれていた給水装置(条例第3条に規定する「給水装置」をいう。以下同じ)又は給水装置の固定された配管部分が不可抗力により破損し、かつ、地下埋設や壁内配管等で外部から発見し難い漏水である場合に適用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、減免の対象としない。</p> <p>(1) 条例第7条の規定により、指定給水装置工事事業者が施行しなかった給水装置の場合</p> <p>(2) 漏水箇所が目視等により容易に発見できる場合</p> <p>(3) 給水装置の使用者又は管理者(以下「使用者等」という。)が漏水の事実を認識しながら放置していた場合</p> <p>(4) 町が漏水の通知をしたにもかかわらず、使用者等の都合で修理を延期した場合</p> <p>(5) 使用者等が給水装置その他の設備の維持管理を怠ったことにより漏水した場合</p> <p>(6) 使用者等の故意又は過失等により給水装置を損傷した場合</p> <p>(7) その他減免等をすることが適当でないと町長が認めた場合</p> <p>3 減免の対象期間は、漏水が判明した検針日から3か月前までを対象とする。ただし、町長が特段の理由があると認めた場合は、この限りでない。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年12月28日	<b>最終変更年月日</b>	令和5年9月29日